令和８年１０月６日
市　長　決　裁

八代市被災井戸応急修理費補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、令和８年熊本地震からの早期復旧・復興を図るため、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく住宅の応急修理における被災井戸の応急修理に係る経費に対し、予算の範囲内において、当該工事を行う者（以下「事業者」という。）に八代市被災井戸応急修理費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八代市補助金等交付規則（平成１７年八代市規則第１７０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和８年熊本地震における住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理（井戸等の修理）」実施要領により実施される応急修理のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）県外に事業所を有し、本県への移動を伴う事業者（以下「県外事業者」という。）が行った被災井戸の応急修理であること。

（２）応急修理を行った井戸について、その所有者が、本市の災害用井戸として登録することに同意しているものであること。

２　補助対象事業には、第７条の規定による交付決定前に着手し、又は完了しているものを含むものとする。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げる費用とする。

（１）県外と県内の往復の移動に係る車両燃料費

（２）県外と県内の往復の移動時間に要する人件費

（３）宿泊費

（４）その他市長が認める経費

（補助金の交付対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行った県外事業者とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表左欄に掲げる補助対象経費ごとに、同表右欄に定める単価により算出した額の合計額とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付の申請をしようとする事業者（以下「補助金交付申請者」という。）は、八代市被災井戸応急修理費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

２　補助対象事業に係る業務の一部を下請け事業者が行う場合においては、前項の規定による申請は、元請け事業者が一括して行わなければならない。

３　第１項の規定による補助金の交付の申請は、月ごとに補助対象事業の実績をとりまとめて行わなければならない。

（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定により八代市被災井戸応急修理費補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を八代市被災井戸応急修理費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は八代市被災井戸応急修理費補助金交付申請却下通知書(様式第3号)により当該補助金交付申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第８条　前条の規定により補助金を交付する旨の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、八代市被災井戸応急修理費補助金（精算）請求書（様式第４号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第９条　市長は、前条の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の変更又は取消し）

第１０条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）前号に掲げるもののほか、市長が交付決定を変更し、又は取り消す必要があると認めるとき。

２　市長は、交付決定を変更し、又は取り消すときは、八代市被災井戸応急修理費補助金交付取消(変更)通知書(様式第5号)により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１１条　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　前項の規定による補助金の返還は、八代市被災井戸応急修理費補助金返還命令書（様式第６号）により行うものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１２条　交付決定者は、補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定したときは、八代市被災井戸応急修理費補助金消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第７号）を速やかに市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による報告があったときにおける当該消費税仕入控除税額に相当する補助金の返還については、前条の規定を準用する。

（帳簿書類等の保管）

第１３条　交付決定者は、補助金に係る帳簿書類等を、補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、市長決裁の日から施行し、令和８年７月２８日から適用する。

別表（第５条関係）※1

補助対象経費	単価	
人件費※2	さく井工事　１往復当たり　３５，２００円／人	
	配管工事　　１往復当たり　２５，３００円／人	
	その他工事　１往復当たり　２２，１００円／人	
宿泊費※3，4	実費（１泊当たり　上限：１４，０００円／人）	
車両燃料費※3，5	北海道	２３７，４００円／台
	青森県	１８９，８００円／台
	岩手県	１８６，２００円／台
	宮城県	１７１，３００円／台
	秋田県	１６６，２００円／台
	山形県	１７５，６００円／台
	福島県	１７４，２００円／台
	茨城県	１６４，９００円／台
	栃木県	１６１，３００円／台
	群馬県	１４９，１００円／台
	埼玉県	１５１，９００円／台
	千葉県	１５５，０００円／台
	東京都	１５０，０００円／台
	神奈川県	１４９，７００円／台
	新潟県	１５２，５００円／台
	富山県	１２４，３００円／台
	石川県	１１６，９００円／台
	福井県	１０８，０００円／台
	山梨県	１３５，９００円／台
	長野県	１３８，７００円／台
	岐阜県	１０５，１００円／台
	静岡県	１２５，２００円／台
	愛知県	１０６，６００円／台
	三重県	１０２，０００円／台
	滋賀県	９１，７００円／台
	京都府	９０，５００円／台
	大阪府	８８，６００円／台
	兵庫県	８４，９００円／台
	奈良県	９３，３００円／台
	和歌山県	９８，２００円／台
	鳥取県	７４，０００円／台
	島根県	６３，９００円／台
	岡山県	６８，０００円／台
	広島県	４８，３００円／台
	山口県	３２，６００円／台

	徳島県	３０，８００円／台
	香川県	２８，０００円／台
	愛媛県	１７，４００円／台
	高知県	２３，９００円／台
	福岡県	１５，８００円／台
	佐賀県	１３，４００円／台
	長崎県	２６，９００円／台
	大分県	９，４００円／台
	宮崎県	２１，６００円／台
	鹿児島県	２３，６００円／台
	沖縄県	２４，６００円／台
その他必要な経費※4	実費	

備考

１　この表に定めのない事項については、市長が別に定めるところによる。

２　人件費は、国土交通省の公共工事設計労務単価を採用し、移動に係る１日分とする。

３　宿泊費の上限、車両燃料費は、熊本県職員等の旅費に関する条例等により算出する。

４　宿泊費その他必要な経費の確認は、領収書により行う。

５　車両燃料費は、高速道路使用代を含む。